

徳島県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
3 3	小松島佐那 河内	小松島市田浦町字近里二番一 二地先から 同 字子安八〇番 一地先まで	五七・二	令和六年三月二十九日